

独立行政法人国民生活センターの事務・事業及び組織形態についての意見

資料5

平成19年8月17日

項 目	意 見
事務・事業	<p>1 相談事業 直接相談の廃止に当たっては、国民生活センターが消費者トラブルの実情を直接把握する能力が低下することのないようにすべきである。</p> <p>2 商品テスト事業 製品事故が多発するなか国民の安全・安心を守るための施策の必要性は高まっており、国民生活センターの商品テスト事業は縮小ではなく、適時適切に事業を遂行できるよう、必要な施設・設備の整備を行うべきである。</p> <p>3 裁判外紛争解決機能の整備・充実 裁判外紛争解決機能の整備・充実に関し、消費者問題の特性、他の裁判外紛争解決制度の例も考慮し、科学的かつ実務的な知見を十分踏まえた制度設計に努め、紛争解決の件数や処理期間につき合理的な根拠に基づいた適切な目標値を設定すべきである。</p>
組織形態	<p>1 独立行政法人国民生活センターの必要性 消費者と事業者の間に情報・交渉力の格差があることなどから、消費者基本法において消費者政策の推進は国の責務であるとされている。経済財政改革の基本方針2007にあるように、国民の安全と安心の確保は安定した経済成長への基盤であり、政府は、世界の模範となる安全・安心な国づくりの実現を公約としている。独立行政法人国民生活センターが行っている消費者被害の情報収集・提供やトラブル解決のための中核機関としての事業は、政府の責任として行う国の重点施策として、安全・安心な暮らしを実現するために行うべき必要不可欠な業務であり、民間ではなく公的機関において実施すべきものである。 国民生活センターは引き続き業務の見直しを図りながら存続させ、その機能を強化させるべきである。</p> <p>2 政府の消費者行政の在り方について 情報通信技術の発展、国際化等による消費生活の多様化・高度化が進み、消費者問題は多様化・複雑化している。また、様々な製品事故等を背景に、国民の安全・安心に対する関心が高まっている。こうした消費者を取り巻く環境変化に対して、我が国の消費者行</p>

政の展開ないし体制は必ずしも十分なものとは言えない。社会システム全体が事後チェック型へと移行し、市場ルールの整備、監視・取締りの強化、事後救済策としての紛争解決機能の整備・充実等を図っていくことが必要となるなかで、消費者行政は益々重要になる。

こうした状況に対して、内閣府の企画立案機能と独立行政法人国民生活センターの事業実施機能を併せて強化し、政府全体の消費者行政の中核機能を強化すべきである。